

茨城県立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、企業・団体・個人事業主等が茨城県の文化や知識・教養を支える社会貢献活動の一環として、茨城県立図書館（以下「図書館」という。）に雑誌を提供することにより、図書資料等購入のための財源を確保し、もって図書館サービスの向上を図ることを目的とする。

(雑誌スポンサー制度の内容)

第3条 図書館に雑誌を提供しようとする企業・団体・個人事業主等（以下「雑誌スポンサー」という。）は、図書館利用者の貸出・閲覧等に供する雑誌の購入代金を負担するものとする。（以下、当該雑誌を「スポンサー誌」という。）

- 2 雑誌スポンサーは、茨城県立図書館雑誌スポンサー制度事務取扱要領の規定により、社会貢献活動への参加を広告の掲出により周知することができる。
- 3 図書館は、館内及びホームページで雑誌スポンサーの名称等を公表し、顕彰する。ただし、雑誌スポンサーの申し出により匿名にすることができる。
- 4 第2項及び第3項については、個人を対象としない。

(雑誌スポンサーの対象者)

第4条 雑誌スポンサーの対象者は、次の各号に掲げる業種又は事業者には該当しないものとする。
なお、契約期間中にこれらに該当するに至った場合も同様とする。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更生手続中のもの
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反したもの
- (3) 県の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、雑誌スポンサーの対象とすることが適当でないもの

(広告の内容)

第5条 広告の内容は、図書館の公共性、品位及び信頼性を損なうおそれがなく、県民に不利益を与えることがないものでなければならない。

- 2 広告の内容が次のいずれかに該当する場合は、広告掲出の対象としない。
 - (1) 法令等に違反するもの
 - (2) 公序良俗に反しているもの
 - (3) 基本的人権や他の者の権利等を侵害するもの
 - (4) 政治性又は宗教性のあるもの
 - (5) 虚偽であるもの又は誤認されるおそれのあるもの
 - (6) 内容又は責任の所在が不明確なもの
 - (7) 意見広告（社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの）
 - (8) 個人の氏名広告
 - (9) 比較広告
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲出の対象とすることが適当でないもの

(スポンサー誌の選定)

第6条 雑誌スポンサーは、館長が別途定める雑誌リストの中からスポンサー誌を選定するものとする。ただし、自身が発行する雑誌を選定することはできない。

(雑誌スポンサーの申込)

第7条 雑誌スポンサーに申し込もうとする者は、館長に「雑誌スポンサー申込書(様式第1号)」を提出しなければならない。

2 申込は、先着順に随時受け付ける。

(申込者の審査)

第8条 館長は、申込書の内容等に関して審査する会議を開催し、その採択、不採択を決定するものとする。

2 同一の雑誌に複数の申込がある場合は、受付順に優先権を与えるものとする。

(審査会)

第9条 雑誌スポンサー制度の適正な運営を図るため、図書館に雑誌スポンサー審査会(以下「審査会」という。)を設置することとし、その事務局は図書館館内サービス課に置く。

2 審査会は、委員長を館長、副委員長を副館長、委員を情報資料課長、館内サービス課長、普及課長、そのほか館長が必要と認める職にある者をもって構成する。

3 審査会は、雑誌スポンサー及び広告の内容について審議する。

4 審査会は、広告の内容が第5条の規定に適合しない又はその恐れがあると判断した場合は、雑誌スポンサーに対して広告の内容の修正を求めることができる。

5 審査会は、必要に応じて館長が招集する。

(審査結果の通知等)

第10条 審査の結果については、「雑誌スポンサー採択・不採択決定通知書(様式第2号)」により申込者に通知するものとする。

2 前項の通知により採択の決定を受けた申込者は、雑誌スポンサーとして速やかに「覚書(様式第3号)」を締結するものとする。

(スポンサー誌の提供期間)

第11条 スポンサー誌の提供期間は、原則として4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、年度の途中において雑誌スポンサーの決定があった場合は、その決定の翌月から当該年度の末日までとする。

2 提供期間満了の2ヶ月前までに、雑誌スポンサー又は館長のいずれかが解約の意思表示をしない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

(スポンサー誌の購読料の支払い)

第12条 スポンサー誌は、原則として館長が指定する納入業者から購入するものとし、その代金は直接納入業者に支払うものとする。

2 スポンサー誌の購入代金の支払いは、提供期間分の一括前払いとし、定価の変動等により過不足が生じた場合は、年度末に精算を行う。

3 前項の購入代金の支払い後に、スポンサー誌が休刊又は廃刊した場合には、雑誌スポンサー、納入業者、図書館の三者で取扱いを協議する。

(スポンサー誌の購読料の返還)

第13条 雑誌スポンサーの責めに帰さない理由により雑誌スポンサーの決定を取り消した場合は、当該決定を取り消した日以降の支払い済み購読料を雑誌スポンサーに返還する。

(雑誌スポンサーの取り消し)

第14条 館長は、雑誌スポンサーが次のいずれかに該当する場合は、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 覚書の締結内容を遵守していないことが判明したとき。
- (2) 購読料を、納入業者が指定する期日までに納付しないとき。
- (3) 第4条の基準に適合しないことが判明したとき。
- (4) 第9条第4項に規定する広告内容の修正を行わないとき。
- (5) 広告内容が、第5条の基準に適合しない、あるいはそのおそれがあるときで、第9条第4項に規定する広告内容の修正によっても解消できないとき。
- (6) その他雑誌スポンサーとして適切でないと館長が判断したとき。

2 図書館は、前項の規定により雑誌スポンサーの決定を取り消した場合、雑誌スポンサーに対してその賠償の責めを負わない。また、納付済みの購読料は返還しない。

(スポンサー誌の所有権)

第15条 スポンサー誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

(雑誌スポンサーの責務)

第16条 雑誌スポンサーは、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。